

(別記)

契 約 条 項

(申込み)

第1条 広告掲載の申込みは、当申込書(第1号様式)により東村山市長(以下「甲」という。)が別に指定した日までに提出するものとする。

(掲載の承諾)

第2条 広告主(以下「乙」という。)より申込みのあった内容については、業種及び掲載事項を次条及び第4条の定めるところにより判断し、承諾の可否について決定する。

(広告掲載の判断基準)

第3条 広告を掲載することができるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 広告媒体の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人・団体の意見を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 法令等に違反又は公益上特に支障があるもの
- (6) その他市の掲載する広告として適当でないと甲が認めるもの

(広告内容の制限)

第4条 掲載広告の内容は、次の各号にいずれにも適合するものとする。

- (1) 虚偽又は誇大な表現(誇大広告)を用いないこと。
- (2) 広告の対象である乙の製品・サービス等を甲が推奨しているとの誤解を与える表現は用いないこと。
- (3) 名称及び所在地を明記したものであること。
- (4) 業種、業態等に応じてそれぞれの法令等により、広告の掲載に関し規定がされている場合は、当該法令に従ったものであること。

(契約の成立)

第5条 第2条の承諾の決定に伴い通知書(第2号様式)が乙に到達することによって、甲、乙間において広告掲載契約が成立するものとする。

2 広告を掲載する場所、規格、料金については別途甲の定めた基準によるものとする。

3 乙は、甲が指定した期日までに広告の原稿又は原稿に準ずる電子データ等(以下「原稿等」という。)を提出するものとする。

(納入方法)

第6条 甲は乙に対し、広告掲載の承諾の決定に合わせて、掲載料に係る納入通知書を発行する。

2 乙は、指定された納付期日までに一括納付しなければならない。

3 前項の納入確認は、甲が入金確認できた時点を入金確認日とする。

(乙の責務)

第7条 乙は広告掲載事業において広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 原稿等の作成に要する経費は、乙が負うものとする。

3 広告掲載の決定を受けたことにより生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

4 乙は掲載された広告に関し、市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めることとし、実際に損害等を与えた場合は、乙において解決しなければならない。また損害を賠償するものとする。

(広告掲載の中止)

第8条 広告掲載契約成立後、広告の内容が第3条若しくは第4条に適合しないと甲が認めるときは、甲は広告の掲載を見合わせ、乙に対し内容の変更を申し出ることができるものとする。この場合、乙は遅滞なく甲の申し出に従うものとする。ただし、甲からの申し出に対し乙が従わない場合、甲は広告の掲載を中止するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙から書面により広告掲載の承諾を取り消す旨の申出があったとき。
- (2) 第8条の規定による甲からの申し出に対し乙が従わないとき。
- (3) 乙が広告掲載料を指定した期日までに納付しなかったとき。
- (4) 乙が原稿等を指定した期日までに提出しなかったとき。
- (5) 前各号のほか甲が広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付及び不還付)

第10条 納付された広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、乙の責に帰さない理由により広告の掲載ができないと甲が認めたときは、この限りではない。

(契約の変更)

第11条 必要があるときは、甲、乙協議の上、書面によりこの契約条項を変更できるものとする。

(補則)

第12条 この契約条項又はこの契約条項の記載の無い事項について疑義を生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。